

2018-3-1
No.1017 250円

思想運動

活動家集団 思想運動

発行・小川町企画 〒113-0033 東京都文京区本郷3の29の10 飯島ビル1階 ☎03-3818-6671 FAX03-3818-3199 (郵便振替)00190-0-758235
小川町企画・関西連絡先 ☎080-4700-6461
HP <http://www.shiso-undo.jp/>
購読料:年間6,000円 半年3,000円(送料共)

フジビ闘争支援共闘会議 第5回総会



「闘いの現場は社前にあり」——五年半におよぶ争議で勝利的和解
フジビ闘争支援共闘会議第五回総会が開かれ、労組側の勝利的和解が報告された。社前の現場闘争を軸にした闘いが
つかんだ成果を、これからに生かす決意をかためる全国一般東京労組フジビグループ分会と支援者(関連記事三画)。

朝鮮総連本部への銃撃テロを糾弾する！ 日本政府は朝鮮敵視政策をただちにやめよ！

働き方改革法案を葬り去ろう！ 労働者はナショナルセンターの違いを越えた共闘を

裁量労働制の拡大を認めはしない！

一月四日の年頭記者会見で安倍首相は「今月招集する通常国会は働き方改革国会」と大見得を切った。その働き方改革関連法案の目玉の一つが「新時代の『日本の経営』」裁量労働制の拡大である。

安倍首相は予算委員会でも「一般の労働者に比べて裁量労働制の労働者のほうが、平均的に労働時間が短い」と述べ、裁量労働制が労働者にとっていかによいものであるかのような印象操作を行なおうとした。しかし、研究者や野党の追及の結果、本来比較すべきでないデータをを用いていたことが判明し、安倍首相は前記答弁の撤回に追い込まれた。

裁量労働制はもとも「業務の性質上その業務の具体的な遂行について労働者の裁量に委ねる必要がある」、使用者の具体的な指揮監督になじまず、通常の方法による労働時間の算定が適切でない業務」と、たとえば新聞記者やデザイナーなど特定の専門業務に限定して一九八七年にスタートした。労働者本人に裁量権などし独占は、まず裁量労働制の範囲を拡大し、いずれはホワイトカラーの大部分を労働時間規制の適用除外(エクセプション)すべきの方針を一貫してとってきた(たとえば日経連「裁量労働制の見直しについて」一九九四年、「新時代の『日本の経営』」一九九五年)。

労働時間を悪用して長時間・不払い労働を強制し、口で儲けたいだけだ。この社会で「多様な働き方」を自由に選べるのは、労働者ではない。資本の側なのだ。

同一労働格差賃金の固定化

働き方改革関連法案は、労働基準法のほか、労働契約法、パート労働法、雇用対策法など八つの法律を一括した改正法案である。二〇一五年の平和安全法制整備法(戦争法)が自衛隊法など一〇の法律の一括改正法案だったのと同じ手口だ。労基法以外の法律でも悪質な改悪が狙われている。

安倍首相は施政方針演説で「同一労働同一賃金」を実現し「非正規」という言葉を一掃すると述べたが、格差是正のための(はずの)労働契約法、パート労働法、労働者派遣法改正案には「同一労働同一賃金」の表現は見あたらない。二〇一六年十二月に公表された厚労省のガイドライン案を見ても、待遇の違いが合理的か否かの考慮要素は、現行〇三五は、労働者保護法ではなく契約自由(民法)で、という労働政策の変質・転換

を打ち出したが、いまやそれが国家意志として確定されようとしているのだ。

昨年十月、厚労省において「柔軟な働き方に関する検討会」と「雇用類似の働き方に関する検討会」がスタートしている。

足もとは、兼業・副業の解禁と奨励(許可制から届け出制へ)、雇用型テレワークの推進が進行中だ。これらは、雇用関係によらない働き方に向けた布石にほかならない。非雇用型(自営型)テレワークは、もちろんフリーランスもない個人事業主以外のなものでもない。

働き方改革法案を上程させるな！

共産党、立憲民主党など野党六党は、法案提出見送りを求めているが、安倍政権はギリギリまで法案を上程せず、法律の施行時期を一年遅らせるなど事態を取り繕いながら時間かせぎ、世論の動向、野党の足並みを窺い、機を見て強行可決を目論むだろう。

強行可決は、職場、地域を基礎に学習、宣伝を積み重ね、二〇一八年春闘の課題、憲法改悪阻止の取り組み等と結びつけながら、ナショナルセンター・産別の違いを乗り越えた共同の闘いで、働き方改革関連法案を廃案に追い込んでいく。

三吉良 寛・自治体労働者

労働時間制を悪用して長時間・不払い労働を強制し、口で儲けたいだけだ。この社会で「多様な働き方」を自由に選べるのは、労働者ではない。資本の側なのだ。

同一労働格差賃金の固定化

働き方改革関連法案は、労働基準法のほか、労働契約法、パート労働法、雇用対策法など八つの法律を一括した改正法案である。二〇一五年の平和安全法制整備法(戦争法)が自衛隊法など一〇の法律の一括改正法案だったのと同じ手口だ。労基法以外の法律でも悪質な改悪が狙われている。

安倍首相は施政方針演説で「同一労働同一賃金」を実現し「非正規」という言葉を一掃すると述べたが、格差是正のための(はずの)労働契約法、パート労働法、労働者派遣法改正案には「同一労働同一賃金」の表現は見あたらない。二〇一六年十二月に公表された厚労省のガイドライン案を見ても、待遇の違いが合理的か否かの考慮要素は、現行〇三五は、労働者保護法ではなく契約自由(民法)で、という労働政策の変質・転換

読者拡大運動がスタート！

- ☆「思想運動」「社会評論」の読者をご紹介ください。
- ☆同封の読者紹介用紙へのご記入を！
- ☆次号から同封するアンケート葉書にご協力を！

政治	2面
政治	2・15労働者集会レポート
政治	朝鮮総連副議長談話「フジビ争議和解」
政治	3面
政治	朝鮮総連「無償化」再決起集会
政治	4面
政治	アベとペンスの五輪赤恥道中
政治	李東琦
政治	5面
政治	オリオンピックと明文改憲
政治	谷口源太郎
政治	6面
文化	藤田嗣治の実像を求めて
文化	笹木繁男
文化	7面
文化	紙つづて「革命の芸術と芸術の革命」
文化	8面